



令和4年度 久留米市教育委員会職員採用試験案内

【任期付職員(スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー)】

《任期付職員とは》

任期の定めのある久留米市的一般職の職員で、給料のほか期末勤勉手当や通勤手当などが支給される常勤（週38時間45分勤務）の職員です。

1 職種及び採用予定人数

| 職種 | | 主な勤務箇所 | 職務内容 | 採用予定人數 |
|-----|----------------------------------|--------------|---|--------|
| 事務職 | スクールソーシャルワーカー (社会福祉士・精神保健福祉士) | 教育部 学校教育課 | 小中学校等での、様々な困りごとを有する児童生徒や保護者等の相談に応じ、関係機関と連携して対応するなどの業務及び職務内容に関する企画・立案・庶務などの業務に従事します。 | 1人程度 |
| | スクールカウンセラー (公認心理師・臨床心理士) | | 小中学校等での、児童生徒や保護者、教職員等のカウンセリングなどの業務及び職務内容に関する企画・立案・庶務などの業務に従事します。 | 1人程度 |

- 申込は、上記試験区分のうち、一つに限り受け付けます。また、久留米市が職員採用試験を同日に実施する他の試験区分との併願はできません。
- 採用予定人数は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合、合格者数が採用予定人数を下回る場合があります。

2 試験の日程及び方法

| 試験科目 | 日 時 | 会 場 | 方法・内 容 |
|-----------------|---------------------------|---------------|--|
| 書類審査 (事前提出) | — | — | 申込時に提出された資格経歴等審査書により、職務に関する専門的な知識経験、表現力、企画力について審査するものです。 |
| 面接試験 (15分程度) | 2月11日(土) 午前9時30分 集合 | 久留米市役所 17階 | 面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうかを判定します。また、面接のなかで、申込時に提出された資格経歴等審査書の内容や職種に関する専門的知識等について質疑応答を行います。 |

- 試験の日程は予定です。変更がある場合は、受験者に別途お知らせします。
- 試験当日は、受験番号票を持参してください。
- 受験上の配慮（補聴器や車いすの使用など）を希望する人は、申込み時に申し出てください。
郵送の場合は、2月3日（金）午後5時15分までにご連絡ください。補聴器や車いすなど、試験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。

3 受験資格

| 職種 | | 受験資格 |
|-----|----------------------------------|---|
| 事務職 | スクールソーシャルワーカー (社会福祉士・精神保健福祉士) | 昭和35年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する人（令和5年3月31日までに取得見込の人を含む） |
| | スクールカウンセラー (公認心理師・臨床心理士) | 昭和35年4月2日以降に生まれた人で、公認心理師または臨床心理士の資格を有する人（令和5年3月31日までに取得見込の人を含む） |

- (1) 久留米市嘱託職員・任期付非常勤職員・任期付職員・任期付短時間勤務職員・会計年度任用職員として過去に勤務したことがある人、または、現在勤務している人も受験できます。ただし、任期付職員として現在勤務する人で、令和5年度に任期を有する人は受験できません。
- (2) 最終合格者には、免許・資格を有することを証明する書類（免許状の写し、資格証明書、成績証明書）を提出していただきます。受験資格に係る証明ができなかつた場合等は、採用されません。
- (3) 上記の受験資格があつても、地方公務員法16条各号のいずれかに該当する人は、申込できません。
- ① 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人が該当する場合は、受験できません。
- ② 久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人が該当する場合は、受験できません。
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人が該当する場合は、受験できません。
- (4) 国籍を問いません。日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、3ページに記載しています。

4 給与及び主な勤務条件等

| 種類 | 内容 |
|------|--|
| 給与 | 市条例等に基づき、採用者の経歴等に応じて決定します。 期末勤勉手当（4.4月分）、通勤手当、時間外勤務手当等の各種手当あり。 大学卒業後、経験年数10年の例 （月額）24万円程度 （年額）1年目：367万円、2年目～：405万円～ 大学卒業後、経験年数30年の例 （月額）29万円程度 （年額）1年目：443万円、2年目～：489万円～ ※給与年額の例は給料と期末勤勉手当の合計です。その他の手当は含まれていません。 |
| 勤務時間 | 1日7時間45分（週5日、週38時間45分） |
| 休日等 | 原則として、土曜日・日曜日・祝日、年末年始 |
| 休暇等 | 年次有給休暇、特別有給休暇、介護休暇、育児休業等あり |
| 福利厚生 | 福岡県市町村職員共済組合に加入 |

- (1) 上記金額は、給与改定等により変更になることがあります。
- (2) 業務により公用車等を運転することがあります。

5 申込受付期間及び受験手続

(1) 申込受付期間

令和5年1月20日（金曜日）から令和5年2月3日（金曜日）まで
※持参申込の場合は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
※郵送の場合は、令和5年2月3日（金曜日）消印有効

- ① 提出された書類は、一切返却いたしません。
- ② 申込記載事項に不正がある場合、公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

(2) 受験手続

「受験申込書（要写真貼付）」、「資格経歴等審査書」、「受験番号票」に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。（全て本人により手書きされたもののみ受け付けます。）

① 持参する場合

久留米市教育委員会教育部総務（久留米市本庁舎17階）に持参

② 郵送する場合

封筒の表に「受験申込み」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記したうえで、「久留米市教育部総務」宛てに、必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。（受験番号票は63円の郵便はがきの裏に貼付し、表に受験番号票の送付先となる申込者の住所、氏名を記入してください。）

(3) 受験番号票の交付

受験番号票は、持参の場合は受付時に交付し、郵送の場合は後日郵送します。受験番号票が届かない場合又は紛失した場合は、必ず久留米市教育部総務まで連絡してください。

6 採用候補者名簿への登載及び任期等

最終合格者は、採用候補者名簿に搭載され、原則として令和5年4月1日から令和8年3月31日まで任用されます。なお、業務の状況や勤務成績等に応じて、最長令和10年3月31日まで任期が更新される場合があります。（ただし、満65歳に到達する年度末まで）

- (1) 採用候補者名簿の有効期間は、作成日から1年間で、この間に採用にならない場合もあります。
- (2) 業務の都合により令和5年4月2日以降の採用となる場合があります。この場合も、原則として令和8年3月31日までの任期となります。

7 合格者の発表及び成績の開示

(1) 合格者発表

- ① 日 時 令和5年2月17日（金曜日） 午後1時
- ② 方 法 合格者の受験番号を久留米市のホームページに掲載するとともに、その合否を郵送により通知します。なお、合否についての電話問合せへの対応は、行いません。

(2) 成績の開示

成績は、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- ① 対象者 不合格者（すべての試験科目を受験した者に限る）
- ② 請求方法 「受験番号票」、「本人であることを示す書類（運転免許証等）」を教育部総務に持参してください。
- ③ 開示内容 科目別得点・総合得点を開示します。
- ④ 開示期間 試験の合格発表の日から1ヶ月間

8 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- ① 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 試験の方法及び内容

日本語による出題・質問で、それに対する解答・応答も全て日本語で行っていただきます。

(3) 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

① 公権力の行使に該当する職務

(例) 市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定、土地収用、開発行為の監視・規制、

建築基準法に基づく許可、違反建築物に対する命令、食品衛生監視

② 公の意思の形成への参画に携わる職

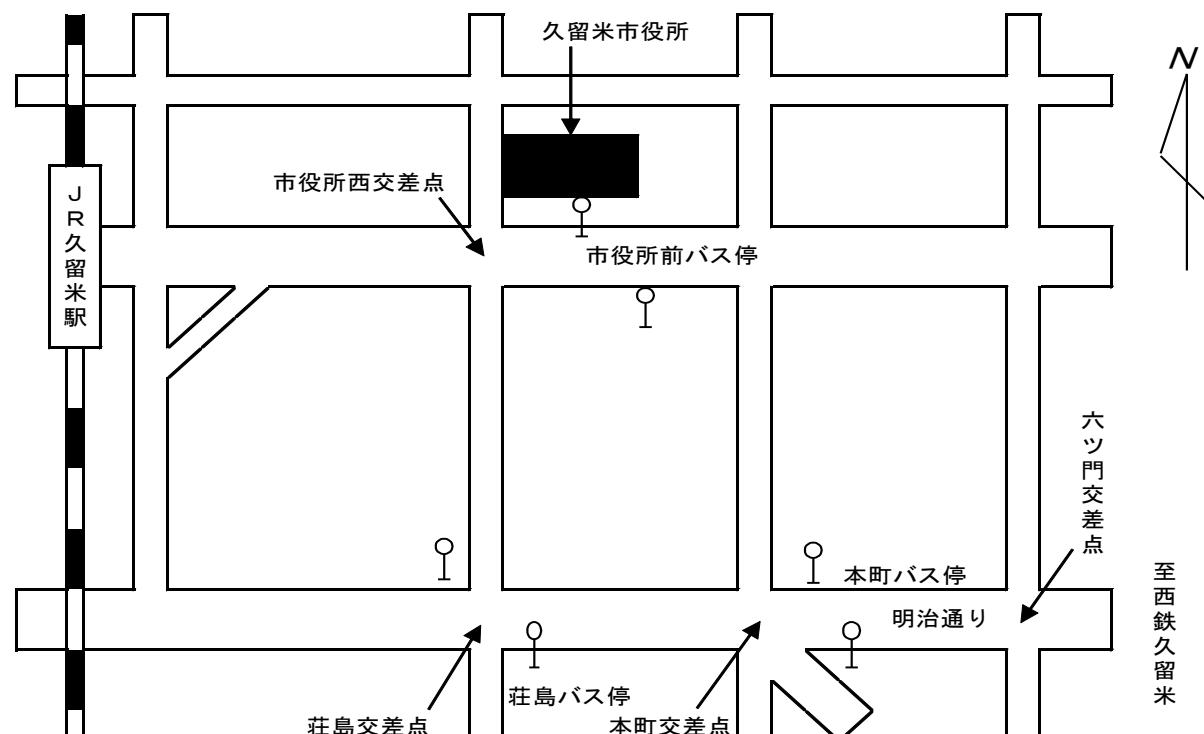
市政方針や政策決定等に関与し、権限をもって意思決定を行う職をいい、原則として、課長級以上の職を指します。

9 受験申込及び問合先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市教育委員会教育部総務
【電話】0942-30-9213（直通）【FAX】0942-30-9719
【メールアドレス】kyousou@city.kurume.lg.jp

【試験会場】

久留米市城南町15-3 久留米市役所 17階



久留米市役所

JR久留米駅から徒歩8分
西鉄久留米駅からJR久留米、高専、大学病院行き西鉄バスで
市役所前バス停下車